

是正再申入書

2025 (R7) 年 11 月 5 日

蘭越町議会議員各位

申入人 野村一也

住所 蘭越町富岡 1035-1

連絡先 電話 090-4836-4482



蘭越町議会議長熊谷雅幸による「陳情の処理結果について」及び「是正申入れに対する回答」は、法令の条文及びその趣旨、並びに議会運営上の慣行及び判例的運用の積み重ねに照らして相当でない。よって、申入人（陳情人）は、再度の是正を申し入れる。

第1 これまでの経緯

令和7年7月28日 陳情人「陳情書」の提出

同年9月12日 蘭越町議会議長「陳情の処理結果について」の送付

同年9月18日 陳情人「是正申入書」の提出

同年10月2日 蘭越町議会議長「是正申入に対する回答」の送付

第2 申入れの趣旨

令和7年7月28日付で提出した「陳情書（地方自治法第100条の調査を求める陳情書）」に関し、令和7年9月12日付で「審査しない」との通知を受けた。その後の議会回答では、「議長が請願書の例により処理する必要がないと認め、議会運営委員会に諮り審査しないことと決定した」と説明されている。

しかしながら、この判断は、蘭越町議会会議規則第95条の趣旨および条文のいずれにも反し、議長および議会の裁量権の範囲を逸脱したものと言わざるを得ない。

本陳情は形式的要件をすべて満たしており、「処理しない」とする法的根拠は存在しない。よって、以下の理由により再度の是正を申入れる。

第3 申入れの理由

1 第95条の条文に議長が「処理しない」判断を容認する規定は存在しない

「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。（蘭越町議会会議規則第95条）」

ここで規定されているのは「処理する」場合の手続であり、「処理しない」または「審査しない」という議長の判断権を認めるものではない。

したがって、議長が為した「処理しない」という決定には、理由がない。

2 「議長が必要があると認めるもの」は、議会運営上の慣行と判例的運用の積み重ねに基づき、形式的適否の確認に限られると解されている。

(1) この文言の趣旨は、陳情の内容を実質的に判断することではなく、陳情としての形式的要件を備えているかを確認する段階に限られている。

(2) すなわち、「議長が必要があると認めるもの」とは、次のような形式的要件の確認を指す。

ア 署名や住所が明記されているか

イ 匿名や虚偽の陳情でないか

ウ 議会の権限外（私人間紛争など）でないか

エ 誹謗中傷・品位を欠く文言を含まないか

(3) この理解は、地方自治法第124条の「請願はこれを受理し、審査しなければならない」との規定に基づき、第95条がその受理手続を「請願の例により処理する」と準用している点に由来する。

(4) 全国市議会議長会『議会運営の手引(令和3年版)』162～163頁では、受理できない請願・陳情は次のような形式的欠陥に限ると明示されている。

ア 匿名・署名欠落(陳情人が特定できない)

イ 公務と無関係(議会権限外の私人間紛争等)

ウ 誹謗中傷・不穏当表現(公序良俗違反)

エ 形式不備(趣旨・理由が不明確)

(5) これらはすべて形式的受理段階の要件であり、内容の重複や意見の可否を理由に「審査しない」とすることは想定されていない。また、全国町村議会議長会『議会運営の手引』も、議長の判断権は受理可否に限られると明記している。

3 「審査しない」という決定は、「請願書の例による処理」に反する。

「請願書の例による処理」とは、請願に適用される通常の審査手続(受理→写し配布→委員会付託→審査→議会報告・議決)を準用することを意味する。この過程のいずれにも「審査しない」という手続は存在せず、むしろ地方自治法第124条は議会に審査義務を課しています。したがって、「審査しない」とする決定は、議会の法的義務および規則の趣旨に抵触する。

4 他自治体の運用例と比較しても、蘭越町の解釈は異例である。

同一文言を採用する他の自治体では、重複陳情であっても「審査しない」とせず、委員会に付託して「不採択」や「継続審査打ち切り」として処理するのが通例である。札幌市・小樽市・ニセコ町のいずれも、形式要件を満たす陳情は委員会審査に付されており、「審査しない」処理は前例はない。蘭越町の運用は、法令解釈および運用先例の両面で整合性を欠いている。

5 憲法第16条の請願権の実効性確保の観点からも問題である。

憲法第 16 条は「何人も平穩に請願する権利を有する」と定め、地方議会もこれを誠実に保障すべき立場にあります。正規の陳情を形式的理由なく排除することは、住民が議会を通じて意見を表明する権利を奪うものであり、請願権の実効性を損ない、地方自治の民主的統治原理にも反する。

第 4 求める措置

- 1 本件陳情を、会議規則第 95 条に従い「請願の例」により公正に処理し、委員会付託・審査を行うこと。
- 2 「審査しない」とした議会運営委員会の決定を撤回し、再度の適正な審査を行うこと。
- 3 本件に関する是正結果を、文書により回答すること。

以上